

施策（事業）検討の前提
条例を基礎としていることから「当該自治体（市）の事務に関するものであること」

施策
事業の視野・対象

事業例
何をする？

どうなる？

将来的には？

第7条
(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

手話言語国際デー
(ライトアップ)
初心者向け手話講習
(子ども手話教室)
条例制定イベント？
手話カフェ？

「手話」があることに定期的に触れる
⇒ 手話を必要とする人が身近にいることを意識する

手話を大切にするコミュニティが地域に根付く

(2) 手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策

初心者向け手話講習
(子ども手話教室)
手話通訳者設置事業
登録手話通訳者派遣
遠隔手話？ **資料4**

手話を使う機会が増える(いつでもどこでも手話)

さまざまな生活場面で手話によるコミュニケーションが保障される
(災害時や救急時も含む)

(3) 手話による意思疎通支援体制の整備及び拡充に関する施策

手話通訳者設置事業
登録手話通訳者派遣
専門性の高い意思疎通支援
遠隔手話？

手話を学ぶ機会ができる。
学ぶ動機づけがなされる。

さまざまな生活場面で手話によるコミュニケーションが保障される
(災害時や救急時も含む)

(4) 学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策

総合学習(福祉教育)

学びに必要な手話について知る

手話による学習が保障される

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

障害者相談員設置
市職員向け研修？

ろう者やその家族も含めた包括的支援の意識化

聴覚障がいのある人(児童)の家族が安心して過ごせる